

# 5. ユニフォーム広告掲示申請について

## 5-1 規則の変更について – 2024年11月21日付

### 【ユニフォーム規程】

#### 第7条〔広告の掲示（2）－広告の様式〕

前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。

（1）広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。

**（2）広告として掲出できるものは企業名（団体名）又は商品名（サービス名等を含む）とする。なお、これらと一体をなす又はこれらに付随する要素（企業ロゴ、商品や企業のキャッチコピー等）を併記することは許容される。**

（3）広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。

### <改正の概要>

- 表示可能なものを**明記**する
- 表示可能なものは**企業名及び商品名を基本**としつつ、それに**付随するもの**（企業や商品のロゴ、企業のURLやQRコード等）の表示が可能であることを**確認的に規定**する。

# 5. ユニフォーム広告掲示申請について

## 5-2 同種別複数チームにおける同一ユニフォーム着用時の承認について

- 原則としてクラブ申請をしているチームにおける承認の扱いは従来通りです。  
(クラブ申請番号記載の上、クラブとしての広告を承認し、申請料は1箇所、1社、1デザインにつき1件分発生)
- 今年度からの変更点として、クラブ申請をしていなくても、同一種別チーム同士に限り、クラブ申請時の申請と同様の扱いとします。
- 条件：
  - ◆ 同一の都道府県サッカー協会に所属する加盟登録チーム同士であること
  - ◆ 同一競技のチームであること（サッカーとフットサルは通常通りNG）
  - ◆ 同一クラブと考えられるチーム同士、同一大学のサッカー部内のチーム同士等  
(クラブ申請のように「チーム間で交流があり、定期的に合同練習がある」だけではNGとします。)

### 【例】

- ◆ JFA FC/JFA FCセカンド
- ◆ JFA大学 Aチーム/JFA大学 Bチーム
- ◆ チーム名は異なっても、クラブのホームページ等で同じ組織が運営していると確認できるチーム同士についても認めていただいて構いません。

# 5. ユニフォーム広告掲示申請について

## 5-2 承認サイクルの変更について

金曜日までにFA承認を得た申請→**翌々週の木曜日承認**予定

**承認までの期間が長くなるため、事前周知にご協力ください。**

**なお、クラブ申請につきましても同様の承認サイクルといたします。**

	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
2024年度申請まで					FA承認				JFA承認							
2025年度申請から		FA承認													JFA承認	